

# 舞鶴市農業公園条例

平成 17 年 12 月 27 日

条例第 33 号

(設置)

第 1 条 農業と自然に触れ、親しみ、学ぶ場及び市民との交流の場を提供し、農業の振興及び地域の活性化に資するため、舞鶴市農業公園(以下「農業公園」という。)を舞鶴市字瀬崎地内に設置する。

(事業)

第 2 条 農業公園は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農作物等の生産・加工及びその体験並びに販売並びに飲食物の提供に関する事業
- (2) 農園及び宿泊・休憩施設の提供に関する事業
- (3) 市民との交流に関する事業
- (4) その他市長が必要と認める事業

(施設)

第 3 条 農業公園に次の施設(以下「施設」という。)を置く。

- (1) 滞在型市民農園
- (2) 日帰り貸農園
- (3) コテージ
- (4) 管理センター
- (5) 交流サロン
- (6) 加工体験工房
- (7) 交流いちご園
- (8) その他農業公園の利用に必要な附帯施設

(指定管理者による管理)

第 4 条 農業公園の管理は、法人その他の団体であつて、舞鶴市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 15 年条例第 24 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第2条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 滞在型市民農園及び日帰り貸農園(以下「滞在型市民農園等」という。)並びにコテージの利用の承認に関する業務
- (3) 農業公園の維持管理に関する業務
- (4) その他農業公園の管理運営上市長が必要と認める業務  
(開館時間及び休館日)

第6条 コテージ、管理センター、交流サロン、加工体験工房及び交流いちご園の開館時間及び休館日は、規則で定めるものとする。

(行為の禁止)

第7条 何人も、農業公園の区域内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設及びその附属設備(以下「施設等」という。)を損傷し、又は滅失する行為
- (2) 火災、爆発等の危険を生じるおそれがある行為
- (3) 他の利用者や地域住民等に迷惑を及ぼす行為
- (4) 風致を害し、風紀を乱し、又は衛生上障害となる行為
- (5) その他農業公園の管理に支障を及ぼす行為  
(滞在型市民農園等及びコテージの利用承認等)

第8条 指定管理者は、滞在型市民農園等の利用者を公募するものとする。

2 滞在型市民農園等及びコテージを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。この場合において、滞在型市民農園等を利用しようとする者にあつては、規則で定める条件を備えた者でなければならない。

3 指定管理者は、前項に規定する利用の承認(以下「利用承認」という。)をする場合において、管理運営上必要と認めるときは、その利用について条件を付すことができる。

(利用承認の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、滞在型市民農園等及びコテージの利用承認をしないものとする。

- (1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

- (2) その利用が滞在型市民農園等及びコテージを損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他農業公園の管理運営上支障があるとき。

(滞在型市民農園等の利用期間)

第 10 条 滞在型市民農園等を利用することができる期間は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年とする。ただし、この期間の中途から利用する場合にあっては、当該期間の残余期間とする。

2 前項の期間は、4 回を限度として更新することができる。

(利用承認の取消し等)

第 11 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、滞在型市民農園等及びコテージの利用承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により利用承認を受けているとき。
- (2) その利用が利用承認の条件に違反しているとき。
- (3) その利用がこの条例、この条例に基づく規則等に違反しているとき。
- (4) 災害その他の不可抗力によって利用できないとき。
- (5) 農業公園の管理運営上支障があるとき。

2 前項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する場合において、同項の規定による措置によって損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第 12 条 第 8 条第 2 項の規定により利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 滞在型市民農園等及びコテージの利用料金は、別表第 1 及び別表第 2 に掲げる基準額に 1.5 を乗じて得た額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第 13 条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不返還)

第 14 条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、特別の事情があると認めるときは、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(敷金)

第 15 条 滞在型市民農園の利用者は、利用期間(第 10 条第 2 項の規定により更新する期間を含む。)における敷金として 400, 000 円を指定管理者に支払わなければならない。

2 敷金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 敷金は、利用者が当該滞在型市民農園を明け渡すときにこれを返還する。ただし、未納の利用料金又は損害賠償金があるときは敷金をもってこれに充当し、残額を返還する。

4 敷金には、利子を付けない。

(目的外利用等の禁止)

第 16 条 利用者は、利用承認を受けた滞在型市民農園等及びコテージをその目的以外に利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(入館の制限等)

第 17 条 指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対して、施設への入館・入場を拒み、又は施設からの退館・退場を命じることができる。

(原状回復義務)

第 18 条 利用者は、その利用が終了したとき、又は利用承認を取り消されたときは、直ちに当該滞在型市民農園等及びコテージを原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第 19 条 施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減免することができる。

(市長等の責任)

第 20 条 滞在型市民農園等の利用者は、天災、鳥獣、病虫害等による耕作物等の損害については、自ら負担するものとし、市長及び指定管理者はいかなる責任も負わないものとする。

(指定管理者不在等期間の管理)

第 21 条 第 4 条の規定にかかわらず、舞鶴市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で指定管理者が不在等となったときは、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間における農業公園の管理は、市長が行う。

2 第 8 条から第 15 条まで(第 10 条及び第 12 条第 2 項を除く。)及び第 17 条の規定は、前項の規定により市長が農業公園の管理を行う場合について準用する。この場合において、第 8 条、第 9 条及び第 11 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 12 条第 1 項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、同条第 3 項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第 4 項、第 13 条及び第 14 条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 15 条第 1 項及び第 2 項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第 3 項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第 17 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 4 条及び次項の規定は公布の日から施行する。

(施行日前における利用承認手續)

2 この条例の規定による滞在型市民農園、日帰り貸農園及びコテージの利用承認手續については、この条例の施行の前日においても行うことができる。この場合

において、「指定管理者」とあるのは、「市長」と読み替える。

別表第1(第12条関係)

滞在型市民農園等の基準額表

滞在型市民農園A区域	1区画1年間につき	462,000円
滞在型市民農園B区域	1区画1年間につき	420,000円
日帰り貸農園	1区画1年間につき	10,500円

備考 利用する期間が1年に満たないときは、月割計算及び日割計算により算出した額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)とする。

別表第2(第12条関係)

コテージの基準額表

1 宿泊に係る基準額(1棟1泊につき)

区分	宿泊日が土曜日又は休前日等である場合	左記以外である場合
4人以下の宿泊	18,900円	16,800円
5人以上10人以下の宿泊	上記金額に1人増すごとに3,675円を加算した額	上記金額に1人増すごとに3,150円を加算した額

備考

- 1 この表において「宿泊日」とは、宿泊を開始する各日をいう。
- 2 この表において「休前日等」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第17号)に規定する休日の前日その他指定管理者が別に定める日をいう。
- 3 義務教育就学前の者は、原則として人数には含めず、無料とする。

2 休憩に係る基準額(1棟につき)

4時間未満の場合は3,150円とし、4時間以上の場合は5,250円とする。

# 舞鶴市農業公園条例施行規則

平成 17 年 12 月 27 日

規則第 43 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、舞鶴市農業公園条例(平成 17 年条例第 33 号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第 2 条 条例第 6 条の規則で定める開館時間及び休館日は、次の表に定めるとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、開館時間を変更し、又は休館日に開館し、若しくは臨時に休館することができる。

施設名	開館時間	休館日
コテージ	(1) 宿泊利用の場合 午後 4 時から翌日の午前 10 時までとする。ただし、連続して宿泊する場合は、到着日及び出発日を除き、終日 (2) 休憩利用の場合 午前 10 時から午後 4 時まで	4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間において、60 日以内で指定管理者が市長の承認を受けて定める日
管理センター、交流サロン、加工体験工房及び交流いちご園	午前 9 時から午後 6 時までとする。ただし、管理センター及び交流サロンにあっては、金曜日、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日は、午前 9 時から午後 9 時まで	

(公募の方法)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項の規定による利用者の公募は、ホームページへの掲載等指定管理者が適当と認める方法により行うものとする。

(滞在型市民農園等の利用者の資格)

第4条 条例第8条第2項後段の滞在型市民農園及び日帰り貸農園(以下「滞在型市民農園等」という。)に係る規則で定める条件は、次のとおりとする。

- (1) 地域住民と積極的な交流をもつこと。
- (2) 利用者、地域住民及び指定管理者で構成する滞在型市民農園等の共同活動組織に加入し、かつ、当該組織が行う交流事業に参加する意思があること。
- (3) 実りある菜園づくりを目指し、極力農薬を使用しないこと。
- (4) 冬期を除き、原則として、滞在型市民農園にあつては1か月に3泊又は6日以上、日帰り貸農園にあつては1か月に3日以上の利用を行い、良好な菜園の維持に必要な手入れを行うこと。
- (5) 滞在型市民農園等の区域に係る共益部分等において、年4回程度の共同作業に従事できること。
- (6) 条例及びこの規則のほか、指定管理者が定める事項を遵守すること。
- (7) 滞在型市民農園にあつては、3組以上の家族等のグループ(原則として、1組以上は舞鶴市に在住しないもの)による共同利用とし、それらの連名による申請とすること。
- (8) 滞在型市民農園にあつては、その区域内に犬、猫等のペットを持ち込まないこと。

(利用の承認申請等)

第5条 条例第8条第2項の規定により、滞在型市民農園の利用の承認を受けようとする者は滞在型市民農園利用申請書(様式第1号)を、日帰り貸農園の利用の承認を受けようとする者は日帰り貸農園利用申請書(様式第2号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 条例第8条第3項の規定によりコテージの利用の承認を受けようとする者は、コテージ利用申請書(様式第3号)を指定管理者に提出しなければならない。

3 条例第10条第2項の規定により利用承認を受けた期間を更新しようとする者は、当該利用承認を受けた期間満了の日前3か月までに、滞在型市民農園等利用更新申請書(様式第4号)を指定管理者に提出しなければならない。

4 指定管理者は、前3項の規定による申請を承認したときは、書面により、その



旨を当該申請者に通知するものとする。

(選考の方法)

第6条 指定管理者は、前条第1項に規定する申請者で利用者として適当と認めるものの数が公募に係る農園の区画数を超えたときは、抽選により農園の利用者を決定するものとする。この場合において、指定管理者は、必要と認める範囲内で滞在型市民農園等利用補欠者(以下「補欠者」という。)を順位を付して定めることができるものとする。

2 指定管理者は、利用者を決定した日の翌日から1年以内に当該農園に空き区画が生じたときは、補欠者のうちから利用順位に従い利用者を決定するものとする。

(利用承認の取消し等)

第7条 条例第11条第1項の規定により、利用承認を取り消し、又はその利用を停止する場合は、農園利用承認取消等通知書(様式第5号)により利用者に通知するものとする。

(利用中止の届出)

第8条 滞在型市民農園等を利用しないこととなった利用者は、直ちに農園利用中止届出書(様式第6号)を指定管理者に届け出なければならない。

(利用料金の減免)

第9条 条例第13条の規定により利用料金を減免する場合は、コテージについて次の各号に掲げる場合とし、減免する割合は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者保健福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条に規定する戦傷病者手帳、「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)による療育手帳又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条に規定する被爆者健康手帳(以下「身体障害者手帳等」という。)を所持する者が宿泊利用する場合 10分の5

(2) 利用者の2分の1以上を身体障害者手帳等を所持する者が占める場合(宿泊利用の場合を除く。) 10分の5

(3) 市長が認める市内の障害者団体が利用する場合(宿泊利用の場合を除く。)

10分の5

(4) その他指定管理者が特別の理由があると認めた場合 10分の10以内

2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書(様式第7号)を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(利用料金の返還)

第10条 条例第14条ただし書の規定により利用料金を返還する場合及びその額は、次の表に定めるとおりとする。

返還する場合	返還する額
(1) 災害その他不可抗力により利用できなくなった場合	ア 滞在型市民農園等 利用できなくなった月数分(当該利用できなくなった日の属する月分を除く。)
(2) 管理運営上の都合により利用の承認を取り消した場合	イ コテージ 利用できなくなった日数分に係る利用料金相当額
(3) 第8条の規定による利用中止の届出を利用期日前3か月までにした場合	滞在型市民農園等を利用しないこととなった月数分(当該届出をした月を含めて3か月分を除く。)

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、舞鶴市農業公園条例の施行の日から施行する。